

職員のコンプライアンス管理対策【講義】

▽日時／2024年6月6日(木) 10:00～12:00

(受付 09:30～)

▽会場／千葉市社会福祉研修センター研修室(千葉市ハーモニープラザ B 棟2階)

▽定員／28名【先着順】

▽受講資格／市内福祉施設・事業所の管理職相当の役職員

▽受講料／無料

▽最終締切／定員に達し次第

プログラム(予定)

《第1部》管理者へのコンプライアンス研修

- 1.コンプライアンスと法律・倫理規範
- 2.コンプライアンス違反行為と罰則
 - ・犯罪行為 ・不法行為 ・契約違反 ・就業規則違反
 - ・社会倫理に反する行為 ・職業倫理に反する行為
- 3.コンプライアンス違反事例と管理手法
- 4.不適切なケア・不適切な言動への指導管理体制

《第2部》職員へのコンプライアンス研修

- 1.職員研修の3要件
 - ・文書で明示する ・罰則を教える ・違反事例を教える
- 2.違反行為の種類
 - ・虐待 ・身体拘束 ・重過失事故 ・個人情報漏洩
 - ・服務規律違反 ・ハラスメント ・不適切なケア ・不適切な言動
- 3.事例で考えるコンプライアンス研修の内容

研修のねらい

コンプライアンスとは法令遵守と訳されますが、実際の意味はもっと広く、「法令遵守は当然として企業が自主的に社会倫理に沿って企業を運営すること」を意味します。

では、介護事業のコンプライアンスとは何でしょうか？介護保険法や運営基準に違反しないことはもちろん、虐待、身体拘束、個人情報漏洩、重過失事故など職員によるサービス提供上のコンプライアンス管理体制も強化しなければなりません。

昨今“コンプライアンス”は法令遵守からどんどん意味が拡大し、「不適切なケア」「不適切な保育」という言葉に表れるように、以前よりも一段と高い職業倫理の規範遵守を求められるようになりました。本研修では、管理者がコンプライアンス管理の意味をきちんと理解し、効果的な職員研修を行うための手法をご紹介します。

主催 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
千葉市社会福祉研修センター 担当 山村
TEL 043(209)8841 FAX 043(312)2943
メール:yamamura-t@chiba-shakyo.jp